

## 愛媛県宇和島庁舎電話交換業務委託契約書(案)

愛媛県南予地方局長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次の条項により委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲は、愛媛県宇和島庁舎電話交換業務 (以下「業務」という。) を別添愛媛県宇和島庁舎電話交換業務実施仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

### (委託期間)

第2条 業務の委託期間 (以下「委託期間」という。) は、令和元年6月1日から令和2年3月31日までとする。

### (委託料)

第3条 業務の委託料 (以下「委託料」という) の額は、¥ - (うち消費税及び地方消費税の額¥ -) とする。

### (契約保証金)

第4条 契約保証金は、¥ - とする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付けし、又は、担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

### (再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

### (調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

### (報告及び確認)

第8条 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務完了の確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 委託料の支払は、月払い（年10回）とし、毎回の支払額を、¥            ーとする。

2 乙は、毎月、甲による業務完了の確認を受けた後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の定めにより支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払の遅延)

第10条 甲は、その責めに帰すべき理由により、前条第2項の支払期限内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議のうえ定める。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、この契約に定める業務を履行しないとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団を含む。）であると認められたとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に

損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第 14 条 本委託業務を受託するに当たり、乙は次の事項を遵守する。

(1) 委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。

(2) 個人情報保護の重要性を十分認識し個人情報保護法、愛媛県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守して、適正かつ厳格な管理を行わなければならない。

(3) 前 2 項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(使用者の義務)

第 15 条 乙は、業務従事者については、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の履行に要する費用は、乙の負担とする。

(設備の貸与)

第 17 条 甲は、乙に対し業務の実施に必要な設備を無償で提供するものとする。

(協議事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保存するものとする。

令和 年 月 日

甲 宇和島市天神町 7 番 1 号  
愛媛県南予地方局  
局長

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。